

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する
庁内検討委員会の検討結果について

平成31年2月

もくせい教室に関する庁内検討委員会
小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果について

1 経過

児童・生徒等が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、児童・生徒等が持つ悩みや困難の解決には学校内の相談体制の充実のほか、学校外の機関の相談体制の充実が求められている。

国においては、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、東京都においても、平成29年2月に教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書の取りまとめを行うなど、児童・生徒等への教育支援に対する方向性を示している。

本市では、昭和44年に小金井市教育相談所（以下「相談所」という。）、平成6年にもくせい教室を設置するなど、児童・生徒等への教育支援に取り組んできたところであるが、施設の老朽化等の影響から平成29年第4回市議会定例会において、「もくせい教室」の環境改善を求める陳情書が採択され、より一層、教育支援の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、平成30年5月1日にもくせい教室に関する庁内検討委員会及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会（以下「両検討委員会」という。）を設置し、今後のもくせい教室及び相談所の在り方について検討を重ねた。

2 両検討委員会の委員構成

(1) もくせい教室に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第一中学校長

(2) 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第四小学校長

3 両検討委員会等の開催状況（両検討委員会は同時開催）

回数	開催日	検討等内容
第 1 回	平成 30 年 5 月 24 日 (木)	現状把握及び意見の吸い上げ
施設見学	平成 30 年 6 月 26 日 (火)	国分寺市、府中市の施設を見学
第 2 回	平成 30 年 7 月 24 日 (火)	施設見学の報告及び意見の吸い上げ
第 3 回	平成 30 年 10 月 19 日 (金)	これまでの検討内容を踏まえて、検討内容の取りまとめ
意見交換	平成 30 年 11 月 15 日 (木)	もくせい教室に関して、陳情者との意見交換
第 4 回	平成 31 年 1 月 21 日 (月)	検討内容の取りまとめについて最終確認

4 両検討委員会で各委員から出された意見

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校が同部屋ではなく別々の教室が必要 ・ 個別学習の対応ができるような部屋が複数必要 ・ 運動できるスペースが必要 ・ 調理実習、制作、音楽活動等ができる部屋、リラックスできる部屋が必要 ・ 建物の老朽化、教室が狭い、洋式トイレがないなど、施設面の改善が必要 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき ・ 学習面のサポートの充実 ・ 教材の充実（ICT機器など） 	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室は3部屋以上（検査室が別途あれば現状の2部屋でも可） ・ 検査室、相談室ともに防音対応がされている部屋が必要 ・ プレイルームの拡充 ・ トイレの洋式化 ・ 駐車場・駐輪場の設置 ・ 電話相談室の設置 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種専門職の配置

- ・ 幅広い年代の指導員や各種専門職（臨床心理士、SSW）の配置

- ・ 宿泊学習など教室外での活動の充実

【その他】

- ・ もくせい教室の機能と相談所の機能を一つに集約（教育支援センター）
- ・ 指導室と同一の建物内に設置することができないか。

【その他】

- ・ 相談所では、就学相談、特別支援教育に関する業務があるが、就学相談は学務課、特別支援教育は指導室が担当となっており、所管が異なっている。相談者が就学前から卒業まで一つの窓口で継続して相談を受ける組織体制を構築して欲しい。

5 陳情者との意見交換会での主な意見

- (1) もくせい教室の早期移転を含めて改善を

新庁舎完成後に空き施設などに移転するというスケジュールでは遅すぎる。

- (2) 不登校児童・生徒に対応できる場を

現在のあまり広くない教室では、不登校児童・生徒の生活（居場所）・学習の対応は難しいのではないか。

また、教材、カリキュラムの充実や児童・生徒の個々の状況（心の居場所が欲しい、学びたい、クールダウン）に対応することが難しいのではないか。

- (3) スタッフについて

若いスタッフ、心理専門スタッフの配置、スタッフの研修の充実を求める。

- (4) 保護者会について

現在は個人面談を実施しているが、保護者とスタッフが話し合える場を提供してほしい。

- (5) 他市、民間の状況は興味深いものがあり、そこから学び、不登校児童・生徒のために実践してほしい。

6 両検討委員会の意見のまとめ

両検討委員会から出された意見、陳情者からの意見を、大きく「施設面」、「内容

面」、「その他」の意見に分け、それらの意見について、以下のとおりまとめた。

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面があるため、個別支援、全体支援が行える施設規模が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、もくせい教室を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき。</p> <p>教育支援の充実のため、設備の充実、指導員の研修の充実が必要。</p> <p>また、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を整えていく必要がある。</p> <p>例えば、通室する不登校児童・生徒の中には休養等が必要な場合があるため、臨床心理士などによるカウンセリングなどの支援体制が必要である。</p> <p>【その他】</p> <p>もくせい教室の機能と相談所の機能の集約等については、引き続き担当課において検討を行う。</p>	<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の相談に対応することが難しい面があるため、相談室、検査室などの相談体制の充実が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、相談所を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>児童・生徒の相談に適切に応じることが出来る相談体制を整えていく必要がある。</p> <p>【その他】</p> <p>相談者が相談しやすい窓口については、引き続き担当課において検討を行う。</p>

7 結論

両検討委員会では、もくせい教室、相談所の今後の在り方について検討を重ねてきた。児童・生徒への教育支援の充実を図ることの必要性については、委員各位で認識を共有したところである。

もくせい教室、相談所の今後の在り方に関する長期的な施策展開に当たっては、今回の検討内容や法の主旨を踏まえながら計画的に進めていくことが重要であり、第5次基本構想の策定等を踏まえ、適切に検討を進めていくことを確認した。

また、もくせい教室、相談所の環境改善については、随時取り組むこととし、長期的な施策展開と並行して現状の環境改善を行いながら児童・生徒の教育支援の充実を図ることを結論とする。

もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 もくせい教室の機能及び設置場所の検討を行うため、もくせい教室に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) もくせい教室の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他もくせい教室に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育相談所の機能及び設置場所の検討を行うため、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育相談所の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他教育相談所に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。